

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 1 4 号	受理年月日	令和3年4月23日
件 名	安城市議会基本条例の廃止又は改正を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>安城市議会基本条例は、平成27年1月1日から施行されております。本条例には法的、現実的に多くの疑問があります。以下はそれら多くの疑問の一例にすぎないのですが、法的、論理的に答えていただきたい。まず法的な疑問の例として、</p> <p>○本条例の前文には『市民福祉の向上』、第3条3項には『市民全体の福祉向上』とあり、それを議会及び議員の責務及び活動原則としているが、地方自治法第2条14項には『地方公共団体は住民福祉増進に努める』とあり、地方公共団体の存在目的は住民福祉の増進である。</p> <p>しかし、その対象を市外の住民や外国人を含む市民としていることは明らかに憲法第94条及び地方自治法第14条1項から逸脱しているのではないのか。</p> <p>○本条例第2条に『議会は、市民を代表する意思決定機関』とあるが、国会議員は憲法で『国民の代表』と認められているのに対して、市議会議員は法令で市民の代表とは認められていません。本条例の前文に『安城市自治基本条例に規定する議会の責務に基づき、市民の意思を市政に反映する』とあるように、市議会議員は住民から負託を受けた代理人である。安城市議会及びそれを構成する議員はいつ、どこで、どのように『市民の代表』になったのか。</p> <p>次に、現実的な疑問の例として、</p> <p>○本条例全般にわたり『公正性、透明性及び信頼性』『開かれた議会』『説明責任』『市民参加の機会の拡充』『意見交換会』『議員相互間の討議を尽くす』『委員会審査は、資料等を積極的に公開し、分かりやすい運営』…等々と美辞麗句が並んでいる。</p> <p>しかし、請願、陳情等の扱いを見ても明確だが、現実として議会運営においてそれらは実行されていない、及びあまりに不誠実及び不十分ではないか。</p> <p>条例施行から6年が過ぎた現在においても、本条例と現実には多くの差異が認められるということは、条例を守る気がない、及び守れないのではないか。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>以下2点を求めます。</p> <p>1 請願の趣旨にある疑問について、具体的な根拠の資料やデータ等を示すなどして、法的、論理的な説明を求めます。</p> <p>2 本条例の廃止又は改正を求めます。</p>		